

HS条約の改正に応じた関税率表の改正

令和 8 年 10 月 6 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

1. 背 景

我が国の現行の関税率表（関税定率法及び関税暫定措置法の別表）は、HS条約附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されている。

HS条約は、国際貿易の円滑化の観点から各国の関税率表の品目分類等を統一するため、世界税関機構（WCO）において協議、採択され、1988年（昭和63年）1月1日に発効した。HS条約の締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS品目表に適合させる義務を有している。

HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易量の変化等に対応するため、これまでに7度改正されている。我が国においては、HS品目表の改正に応じて、当該改正品目表が発効する年度に関税率表を改正している。

（注）過去のHS品目表の改正

第1回：（1992年（平成4年）1月1日発効）平成3年度関税改正において対応

第2回：（1996年（平成8年）1月1日発効）平成7年度関税改正において対応

第3回：（2002年（平成14年）1月1日発効）平成13年度関税改正において対応

第4回：（2007年（平成19年）1月1日発効）平成18年度関税改正において対応

第5回：（2012年（平成24年）1月1日発効）平成23年度関税改正において対応

第6回：（2017年（平成29年）1月1日発効）平成28年度関税改正において対応

第7回：（2022年（令和4年）1月1日発効）令和3年度関税改正において対応

（参考1）商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約：International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System）

HS条約の締約国は163か国・地域であり、締約国以外で適用している国等を含めると、200以上の国・地域が自国の関税率表としてHS品目表を採用している。（令和8年10月現在）

（参考2）HS品目表について

6桁の番号を付した品目のリスト等から成り、現行版では、大分類(96の類(2桁))、中分類(1,227の項(4桁))、小分類(5,611の号(6桁))に区分されている。



2. HS条約附属書の2028年改正（HS2028）の内容

2025 年（令和 7 年）6 月のWCO総会において採択されたHS 品目表の改正案は 2026 年（令和 8 年）1 月に締約国に受諾され、2028 年（令和 10 年）1 月 1 日より適用されることとなった。今回の改正の主な内容は以下のとおり。

（1）社会的要請を受けた項・号の新設、変更

① 使い捨ての物品

WTOの「プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する対話」による提案を受け、環境問題への取り組み上重要な使い捨て（single-use）の物品に係る規定が新設された。ストロー、包装容器等のプラスチック製品について、使い捨てか否かで分類が区別されるようになる。

② ワクチン・救急車

WHO事務局等の提案を受け、近年の世界的な保健危機において顕在化した課題に対応するための改正。人用のワクチンや救急車を一つの項・号に分類するために第 30.07 項、第 8703.12 号等が新設された。

（2）規制物品のモニタリングのための項・号の新設

国連の国際麻薬統制委員会からの提案を受け、薬物の不正製造に使用される前駆物質について、対応した号が新設された。

（3）分類の明確化

① 栄養補助食品

栄養補助食品は、現行のHS 品目表（HS2022）において、構成成分や性状に基づき、それぞれ該当する項に分類されている。今般、急速に市場が拡大していることを考慮し、長年課題とされてきた食料品と医薬品の境界に係る分類上の課題に対応するため改正された。これらの栄養補助食品を一つの項に分類するために第 21.07 項を新設。

② 枝豆

枝豆は、現行のHS 品目表（HS2022）において、未成熟の大豆であることから大豆として第 12.01 項に分類されている。今般、いんげんまめ等と同様に野菜として分類すべき物品として、第 7 類に分類されるよう、第 7 類の注及び第 12.01 項の規定が改正された。

（4）貿易額の少ない品目に係る項・号の統廃合（HS 品目表の簡素化のため）

写真用フィルム（第 3702.31 号等）、陰極線管の部分品（第 8540.91 号）

等が削除された。

(参考) 新設・統廃合の基準は、年間の貿易額が、項(4桁)は1億USD、号(6桁)は5,000万USD

3. 改正の考え方

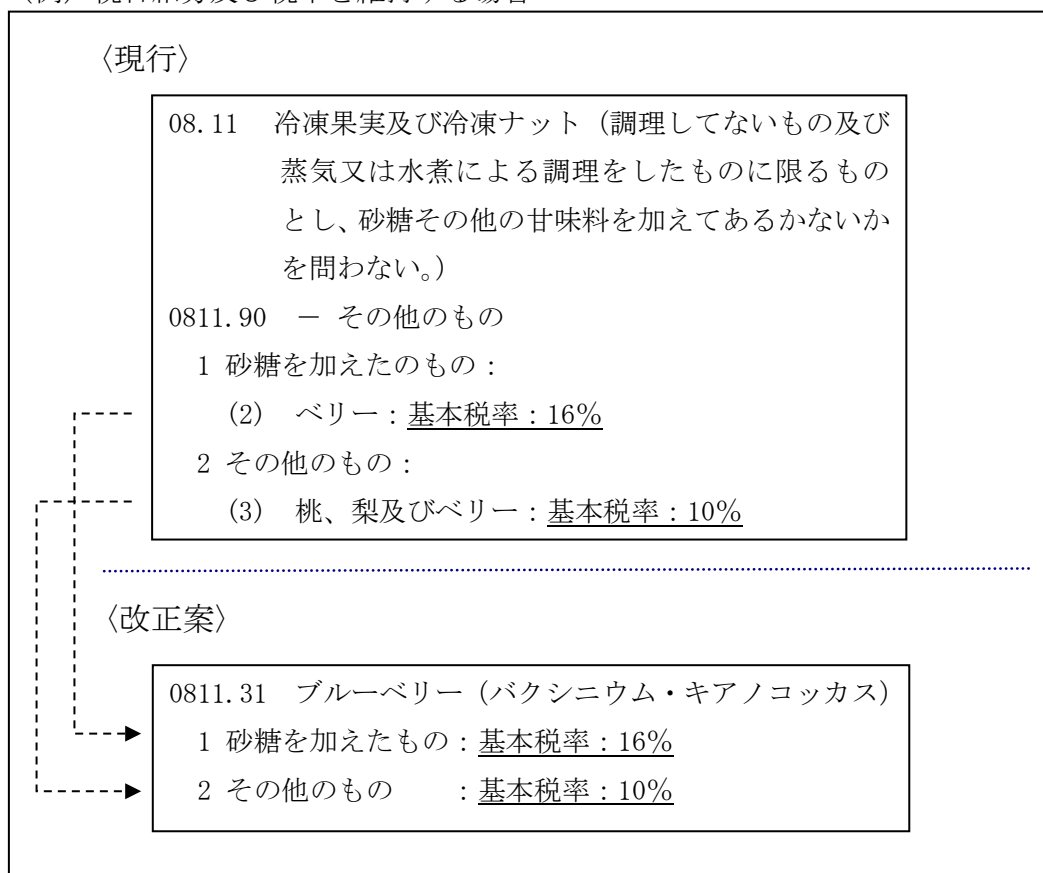
HS品目表の改正に応じて、関税率表の項等の記載を改正するとともに、品目の統廃合に伴い税率の調整が必要となるものについては、以下の方針に従って調整を行う。

(1) 現行の税率等の維持

本改正はHS品目表の改正に応じた技術的なものであることから、原則として現行の関税率表の税率等を維持することとする。

例えば、新設された冷凍のブルーベリー(第0811.31号)については、現行のベリーの国内細分に基づき、砂糖を加えたものとその他のものに分け、税率を維持することとする。

(例) 税目細分及び税率を維持する場合



(2) 簡素化のための統廃合

(1)を原則としつつ、現行の税率区分を維持すると関税率表が複雑化す

る場合で、国内産業保護の観点から問題がないと認められるときは、統廃合を行い、最も低い実行税率を新たな税率とする。

例えば、3917.21 号から 3917.29 号のうち、使い捨てのストローについて、①エチレンの重合体製のもの、②プロピレンの重合体製のもの、③塩化ビニルの重合体製のもの等が、プラスチックの種類に関わらず、同一の号に統合されることとなった。

現行の関税率表では、上記③の塩化ビニルの重合体製のものは基本税率 4.6%、協定税率 3.9%である一方、統合される他の品目は基本税率 5.8%、協定税率 4.8%等と異なっているが、国内産業保護の観点から問題がないと認められることから、統合した上で最も低い実行税率 3.9%を基本税率とする。

(例) 低い税率に統合する場合

〈現行〉

管及びホース（硬質のものに限る。）

3917.21　－　エチレンの重合体製のもの

基本税率：5.8%　協定税率：4.8%

管及びホース（硬質のものに限る。）

3917.22　－　プロピレンの重合体製のもの

基本税率：5.8%　協定税率：4.8%

管及びホース（硬質のものに限る。）

3917.23　－　塩化ビニルの重合体製のもの

基本税率：4.6%　協定税率：3.9%

管及びホース（硬質のものに限る。）

3917.29　－　その他のプラスチック製のもの

基本税率：5.4%　協定税率：3.9%

〈改正案〉　上記 4 号のうち使い捨ての飲用ストローに係るものを統合し、3917.24 号を新設。

管及びホース（硬質のものに限る。）

3917.24　－　使い捨ての飲用ストロー

基本税率：3.9%　（協定税率：3.9～4.8%）

4. 改正の方向性

上記 3. の考え方に基づき、関税率表を改正することとしてはどうか。